立川市ふるさと納税返礼品
「チョイス Pay」サービス導入における協力事業者募集要項

【趣旨】

立川市では、寄附者が実際に現地を訪れ、ふるさと納税をきっかけに当市の魅力を実感していただくために、株式会社トラストバンク（「ふるさとチョイス」運営元）が提供する「チョイス Pay」サービスを活用します。一般的には、返礼品として出品していただく形の取り扱いとなっておりますが、当サービスでは、寄附者は寄附額に応じたポイントを保持することとなり、現地の好きな店舗（※1）で好きな分だけポイントを利用できる、という柔軟な活用が可能です。（※1 …利用できる店舗はチョイス Pay サービスに参入している事業者であることが条件となります）サービスの詳細は別資料にてご確認下さい。

これまで金額設定や消費期限等の都合で返礼品としての取り扱いが難しかったジャンルも、出品できる可能性が広がる機会となりますので、是非積極的な活用にご協力をお願いいたします。

本要項は、立川市の趣旨に賛同し、協力していただける事業者（以下、「協力事業者」とします。）を募集するために定めるものです。

1．協力事業者の要件

協力事業者となっていただくには、下記の要件をすべて満たしている必要があります。

（ア）立川市のふるさと納税における「チョイス Pay」の趣旨に賛同していること。

（イ）各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。

（ウ）代表者等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

（エ）「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）」の規定に基づく適切な申告を行い、かつ、市税の滞納がないこと。

（オ）関わるすべてのスタッフが「チョイス Pay」サービスを理解しており、店舗を訪れた寄附者に対し、該当するサービスの速やかな提供・精算を遂行できること。

（カ）「チョイス Pay」の取り扱いにおいて、万が一不具合・不明点が発生した場合は、そのままにせず、直ちに事務局へ確認が取れること。

（キ）現地を訪れた寄附者に対し、あらかじめ設定していたサービス内容は原則すべて提供可能な状態としておくこと。万が一利用内容が変更に

なる場合は、直ちに事務局に報告すること。

（ク）同店舗内で、地場産品の規定を満たすものと満たさないものが混在している場合は、「チョイス Pay」としての取り扱いを避けること。

２．「チョイス Pay」と引き換えることができる内容の認定基準

提案していただく内容は、下記要件をすべて満たす必要があります。

（ア）提供するものが食品・日用品等の「品物」である場合、市内で生産、製造、加工、販売、サービスの提供がされているもの、または栽培、採取、育成された原材料を使用していること。

（イ）提供する内容が、食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令を遵守し、違反していないこと。

（ウ）当市の魅力の発信につながる要素を持つ内容であること。

（エ）サービス及び品物は、現地での即時提供が可能であること。

※上記の要件を満たしていても、「３．「チョイス Pay」と引き換えることができない物」に該当する場合など、返礼品とすることができない場合があります。

３．「チョイス Pay」と引き換えることができない物

（ア）金銭または金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※[1]使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

（イ）資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

（ウ）明らかに当市と関係性のないもの（チェーン店の食事割引券、全国的に販売しているキャラクターグッズ等）

（エ）寄附者が現地で消費及び取得を困難とするもの

４．「チョイス Pay」の取り扱い

「チョイス Pay」は寄附額に対し、3 割分に相当するポイントを寄附者に付与します。当市が設定する有効期限内であれば、当市の協力事業者の中で自由に消費することが可能です。ポイントは「1 ポイント＝1 円」として利用されます。寄附者は「1 円～保有するポイントの上限」の中で、1 ポイント単位で利用ポイントを定めることができます。

５．申込期間

申し込みは随時受け付けています。申し込みを希望する場合は、立川市ふるさと納税事務局（以下、「事務局」とします。）へご連絡ください。
※申込時期により返礼品の取扱開始時期が異なります。

立川市ふるさと納税事務局返礼品担当
（一般社団法人 立川観光コンベンション協会）
電話　：042-512-5270
メール：ttcb@tokyo-tachikawa.org

６．申込方法

内容に応じ、下記の各書類を事務局にご提出ください。

協力事業者の登録申し込み	別紙１「立川市ふるさと納税事業返礼品協力事業者・返礼品登録申込書」
返礼品の登録	別紙２「立川市ふるさと納税事業返礼品申請書」
返礼品内容の変更・取りやめ 協力事業者の取りやめ	別紙３「立川市ふるさと納税事業返礼品等の変更・取りやめ申請書」

※別途、必要とする書類がある場合は、事務局より提出を依頼しますので、ご対応をお願いします。
※別紙①～③については、申込後に立川市において上記項目 1～3 の内容に基づいた審査を行い、事務局より審査結果をお伝えします。

７．協力事業者への依頼内容

協力事業者は、業務の円滑な運用のため、事務局の定める方法でのサービス提供、精算をお願いします。

８．届け出義務

「チョイス Pay」の採用後、次のいずれかに該当するときは、速やかに事務局まで届け出てください。
（１）サービス内容が終了となる恐れが生じたとき
（２）寄附者とのやり取りで不具合または事故等の問題が生じたとき
（３）登録されたサービス内容に変更が生じたとき
（４）何らかの理由で「チョイス Pay」の活用が難しいと判断したとき

９．「チョイス Pay」利用可能店登録の取り消し

立川市は、次のいずれかに該当するときは、「チョイス Pay」利用可能店舗

としての登録を抹消します。
（１）申込内容に虚偽があった場合
（２）本要項に違反したと判断した場合
（３）立川市へ損害を及ぼす行為があった場合
（４）その他、市がふさわしくないと認めた場合

10. その他留意事項

返礼品に関して、寄附者より苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めてください。また、その内容について事務局へ必ずご報告ください。

11. 個人情報の保護

協力事業者は、この事業により取得した個人情報を特産品等の送付以外の目的に使用することはできません。（ダイレクトメールの送付などの二次利用や第三者への漏えいは禁止します。）また、協力事業者でなくなった後も同様です。